

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
		0	C：なし
年間受注高の状況 (注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	<p>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て）</p> <p>○ 年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。</p> <p>○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。</p>	0.5 0.42 0.33 0.25 0.17 0.08 0	A：比率 0.25未満 B：比率 0.25以上0.5未満 C：比率 0.5以上0.75未満 D：比率 0.75以上1.0未満 E：比率 1.0以上1.25未満 F：比率 1.25以上1.5未満 G：比率 1.5以上
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	<p>※発注形態が単体の場合 ○ 当該工事施工場所の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。</p> <p>※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。） 注）以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成24年12月26日24監第259号、24建企第491号）に基づく承認の通知を受けている営業所</p>	1.1 0.55 0	A： (単体の場合) 旧79市町村内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり B： (単体の場合) 管内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり C：なし
社会貢献活動の実績 A	<p>○ 公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○ 対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○ 活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</p>	0.5 0	A：活動実績あり B：活動実績なし
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	<p>○ 「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。</p> <p>○ 元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手（特殊） ・運転手（一般）</p>	0.5 0	A：誓約する B：誓約しない
下請次数の制限 ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	<p>※土木工事の場合 ○ 当該工事の下請契約による請負次数を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p> <p>※建築工事の場合 ○ 当該工事の下請契約による請負次数を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p>	0.5 0	A：誓約する B：誓約しない

(注) 「配置予定技術者（現場指導員）の能力」・「企業の施工能力」の評価項目を追加及び削除した場合は、配点を修正すること。
なお、その際、合計は10点とすること。